

JOYO BANK NEWS LETTER

2026 年 9 月 25 日

台風 25 号に伴う相談窓口の設置および 自然災害復旧緊急融資の取り扱いについて

このたびの台風 25 号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
常陽銀行(頭取 秋野 哲也)は、台風 25 号により被害を受けたお客さまを支援するため、
相談窓口を設置するとともに、自然災害復旧緊急融資の取り扱いを開始しますので、下記の
とおりにお知らせいたします。

記

1. 相談窓口の設置

設 置 日	2026 年 9 月 25 日 (金)
設 置 店	当行本支店 ※一部、相談をお受けできない店舗があります。
相談受付時間	平日 9 : 00 ~ 15 : 00 (銀行休業日を除く)
相談受付内容	融資や資金繰りに関する相談など

2. 自然災害復旧緊急融資の取り扱い

(1) 個人のお客さま向け融資の概要

融資対象	自然災害などにより住宅・住宅設備・家財・マイカーなどに被害を受けた個人のお客さま		
種 類	住宅ローン・リフォームローン（有担保型）	リフォームローン（無担保型）	マイカーローン（無担保型）
資金使途	住宅の修繕・建て替え	住宅の修繕、家財の買い替え	マイカーなどの修理・買い替え
融資金額	1 億円以内	1 千万円以内	500 万円以内
融資期間	原則 35 年以内	15 年以内	7 年以内
融資利率	全期間、店頭金利から 1.600%引き下げ	全期間、店頭金利から 1.400%引き下げ	全期間、店頭金利から 2.175%引き下げ
担 保	ご融資対象物件に第 1 順位の抵当権を設定	なし	
保証会社	めぶき信用保証株式会社		
事務取扱手数料	免除	不要	



常陽銀行



常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

取 扱 店	ローンを取り扱う営業店、ローンプラザ
そ の 他	・お申し込みに際して「罹災証明書」「被災証明書」の提出は不要です。 ・住宅・リフォームローンをお申し込みの方は、住宅の修繕・建て替え資金に、家屋の取り壊し費用・テレビや家具等の家財の買い替え・墓石の修繕などの資金を含めてご利用いただけます。 ・すでに当行で住宅ローンなどをご利用いただいているお客さまにつきましては、返済条件の変更などのご相談も承ります。

(2) 法人・個人事業主のお客さま向け融資の概要

融資対象	自然災害などにより、事業用設備や商品などに被害を受けた法人・個人事業主のお客さま（間接被害を含む）
資金使途	事業資金（運転・設備）
融資金額	運転・設備資金とも 5 千万円以内
融資期間	運転資金 7 年以内（据置 1 年以内）、設備資金 15 年以内（据置 2 年以内）
融資利率	2.375%以上（変動金利） ※融資期間に応じた所定の利率となります。
取扱窓口	事業性融資を取り扱う営業店
そ の 他	お申し込みに際して、「罹災証明書」「被災証明書」の提出は不要です。

※ご融資には所定の審査がございます。審査結果によりましては、ご希望に添いかねる場合もございますので、ご了承ください。

以 上